

# グローバル人財育成事業について

こども未来局企画課 担当 北村  
連絡先 TEL : 044-200-1135  
E-mail : 45kikaku@city.kawasaki.jp

## 国の現状認識と計画

### 国の現状認識

- 優秀な人材がベンチャー企業を志向しない傾向が強く、**起業家マインドを持つ人材の裾野の拡大**が必要
- グローバル化の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模課題を**自ら発見し、解決できる人材の育成**が重要

こうした現状認識の下、

**「様々な分野でグローバルに活躍できる人材の育成」**  
が国の計画に位置付けられた。

【第3期教育振興基本計画】(H30.6.15閣議決定)

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

## これまでの取組

### 川崎市の取組

「キャリア在り方生き方教育」等を通じて、**共生・協働の精神を育む取組**を推進

### 国の取組

第5期科学技術基本計画に基づき、**「アントレプレナーシップ教育」**の取組を推進

## 川崎市の強み

- 新川崎・創造のもりを含め、**3つのサイエンスパーク** (※) が立地 ※新川崎・創造のもり、テクノブイノベーション川崎 (THINK)、かながわサイエンスパーク (KSP)
- **約400の研究開発機関**が集積
- **世界的企業が数多く立地**
- **慶應義塾大、明治大、専修大、東工大など、様々な大学と多様な連携・協力関係を構築**

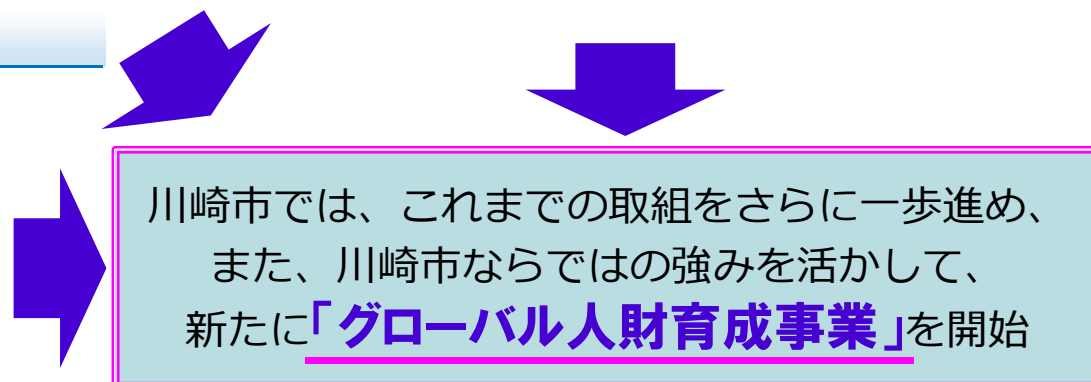


慶應義塾大学殿町タウンキャンパス



明治大学黒川農場

**様々な大学や研究機関等が立地する強みを活かし、  
産学官連携での人材育成が可能**



川崎市では、これまでの取組をさらに一歩進め、  
また、川崎市ならではの強みを活かして、  
新たに**「グローバル人財育成事業」**を開始

# グローバル人財育成事業について

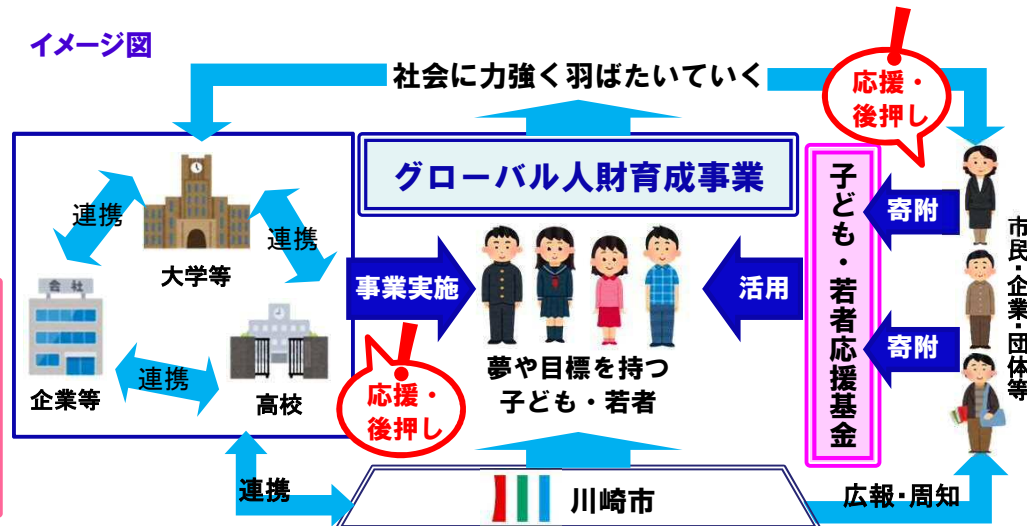
## グローバル人財育成事業とは？

- 国際的な幅広い視野を持って活躍することを目指す、子ども・若者を後押し
- 市内には大学や企業の研究機関等が数多く立地

### 産学官連携による「グローバル人財の育成」

各企業が持つスキルやノウハウ、環境を活かした、**グローバル人財の育成の取組を「提案」**していただきたい。(別紙募集要項参照)

イメージ図



## 今年度実施の事業（先行2事業）

### スタンフォード大学×川崎（Stanford e-Kawasaki）

- インターネットを利用した遠隔講座「Stanford e-Japan」を本市向けにカスタマイズ
- 講義のほか、受講者同士のディベートや交流プログラムなど
- 市立川崎・橋高校在学中の生徒、各校10人程度



グループディスカッション



開講式の様子

### 慶應義塾大学×川崎（ハイパーループ・コンペに挑戦！）

- 新川崎タウンキャンパスの活動「ハイパーループ・コンペ ※」に参加する浮上ポッドの製作研究活動への参加  
※チューブ内にポッドを浮上させ、移動させる技術を競う世界大会
- 市立総合科学高校1～3学年の生徒、5～10人



チューブ内の磁気浮上ポッド



オリエンテーションの様子

※本資料は、募集開始時には変更の可能性があります。

## 提案できる団体の条件

本事業の実施主体となることができる法人格を有する大学または企業。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 申請書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、または川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項、または第 2 項に違反している者
- 国税及び地方税を滞納している者

## 事前ヒアリング・対話に向けた手続き

事前にヒアリング・対話を行いますので、川崎市子ども未来局総務部企画課まで、電話またはメールで御連絡ください。ヒアリング・対話の日程を設定させていただきます。

### 1 提出書類

ヒアリング・対話実施の際、次の書類を提出してください。なお、提出書類は返却いたしませんので、御注意ください。様式は市ホームページにも掲載しています。

### 川崎市グローバル人財育成事業 事前ヒアリング・対話に向けた企画書（様式 1）

### 2 事前ヒアリング・対話実施期間

令和元年 10 月 31 日（木）～ 12 月 25 日（水）

## 問合せ・申込み先

### 川崎市子ども未来局総務部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地川崎市役所第 3 庁舎 1 5 階

※ J R 川崎駅東口から徒歩 8 分

京急川崎駅から徒歩 5 分

電話 044-200-1135

FAX 044-200-3931

e-mail 45kikaku@city.kawasaki.jp

市HP <http://www.city.kawasaki.jp/>

川崎市グローバル人財育成事業

検索



## 川崎市グローバル人財育成事業 募集要項

国際的な幅広い視野を持って活躍することを目指す、子ども・若者を後押しする事業を募集します！  
**（案）**

近年、あらゆる場所でグローバル化が進む中、様々な分野でグローバルに活躍できる人材が求められています。川崎市では、これまで、子どもの育ちの基盤となる、将来の社会的自立に必要な能力や態度を持ち、多様性を尊重しながら共に支え、お互いに高め合える人材の育成を目指し、共生・協働の精神を育む取組を進めてきました。

また、市内及び近郊には、数多くの大学や企業の研究機関などが立地しており、これまでにも、様々な大学や企業と、多様な連携・協力関係を築いてきました。川崎市では、こうした強みを活かした、産学官連携での人材育成が可能であると考えています。

そこで、**様々な分野でグローバルに活躍できる人材の育成を、産学官連携**により行う「グローバル人財育成事業」を実施します。

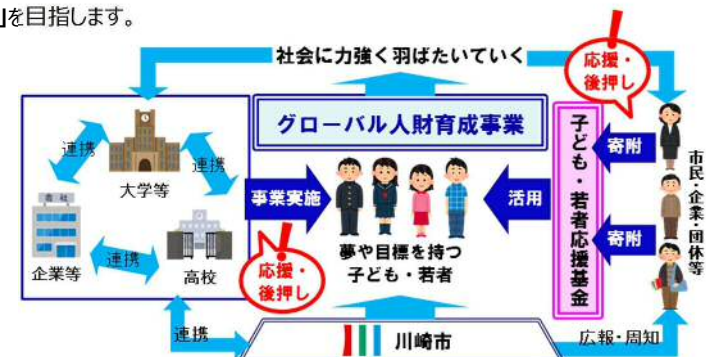
## 本事業の目的

本事業の目的は、川崎市の子ども・若者が、様々な分野において、自らの将来像やそれに向けたキャリアプランをさらに具体化し、**国際的な幅広い視野を持って活躍することを目指して挑戦する、「新たな一歩」を後押し**することです。

そのためには、川崎市の強みを最大限に活用し、産学官連携により本事業を展開していくことで、「グローバル人財の育成」をより効果的に進めることができると考えています。

そこで、大学や企業のみならず、**スキルやノウハウ、環境を活かした、「グローバル人財の育成の取組」**を提案していただき、市とともに、子ども・若者の人材育成を行ってほしいと思います。

また、本事業は、「子ども・若者応援基金」という市民のみならずからの寄附等によって行われます。地域社会全体で育てた子ども・若者が、将来、世界に向かって力強く羽ばたいてもらい、いつか、国際社会で身に着けたスキル等を、未来の川崎の子ども・若者のために還元する、いわゆる「**人財の好循環**」を目指します。





## 取組実施の前提条件

### 1 対象者

原則市内在住・在学・在勤の中・高校生及び18～30歳程度までの子ども・若者

### 2 対象となる取組

対象となる子ども・若者が、将来的に国際的な視野を持ち、グローバルな活躍を目指す人材となるような、取組やプログラム。ただし、次に掲げるものは対象となりません。

- 営利目的であるもの、または特定の団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- 法令や公序良俗に反するもの。政治的・宗教的な関連性や要素があるもの
- 提案する取組に対し、川崎市等から同種の助成を受けているもの
- その他、川崎市と連携して行うに当たり、ふさわしくないもの

### 【参考】 これまでに実施した取組（令和元年9月から実施）

#### スタンフォード大学×川崎（Stanford e-Kawasaki）

- ・ インターネットを利用した遠隔講座「Stanford e-Japan」を本市向けにカスタマイズ
- ・ 講義のほか、受講者同士のディベートや交流プログラムなど



グループディスカッション



開講式の様子



開講式の様子

#### 慶應義塾大学×川崎（ハイパーループ・コンペに挑戦！）

- ・ 新川崎タウンキャンパスの活動「ハイパーループ・コンペ※」に参加する浮上ポッドの製作研究活動への参加 ※チューブ内にポッドを浮上させ、移動させる技術を競う世界大会



コンペで使用するチューブ



チューブ内の磁気浮上ポッド



オリエンテーションの様子

### 3 対象期間

実施が決定した後（原則令和2年度から）～令和3年3月31日

※ 単年度での実施となります。ただし、次年度以降の継続を妨げるものではありませんが、継続して実施できるのは、原則5年までとなります。

### 4 対象経費についての考え方

取組に直接要する経費のみを対象とし、実施に向けて調整していく中で、個別に設定します。ただし、本事業は、「子ども・若者応援基金」という市民のみみなさまからの寄附等を活用して行われるものであり、公金支出という性質上、一定の公益性が求められることとなります。

スキルやノウハウ、環境を活かした取組を提案していただき、産学官連携による「グローバル人材の育成」を目指すため、取組の実施によって、子ども・若者の利益に相当すると考えられるものが、対象経費となります。

### 5 必要経費の上限額

予算総額（※）の範囲内で、個別に調整の結果、実施の決定に至ったものから順次実施していくこととなります。

※ 川崎市議会における令和2年度予算の議決を要します。あらかじめ御了承ください。

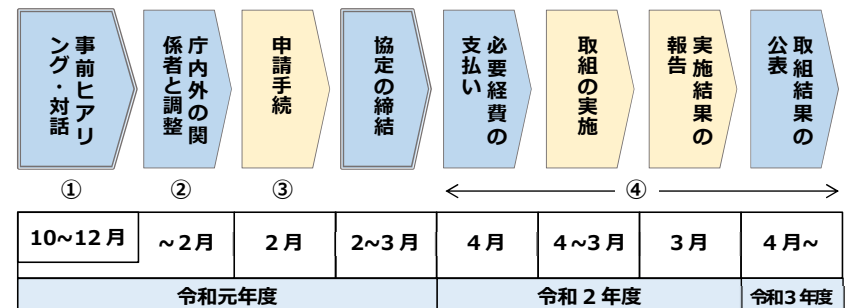
### 6 本市が提供できる資源

取組を実施するにあたり、市からは次のような資源を提供することが可能です（例示になります。実施に向けて調整していく中で、個別に相談してください）。

- 取組実施に向けた広報支援（市広報物への掲載、報道機関等へのPRなど）
- 対象者を選定するにあたっての協力

### 実施に至るまでのスケジュール

- ① 実際に提案をする前に、川崎市と実施に向けたヒアリング・対話を行います（次ページ記載の「事前ヒアリング・対話に向けた手続き」を参照してください）。
- ② ヒアリング・対話後、庁内外の関係者と調整を行います。内容によっては非常に時間を要する場合があります。また、調整の結果、実現できない場合があります。
- ③ 実現可能であるとなった場合、あらためて必要な手続き等を御案内します。
- ④ 協定を締結するなど、市との合意形成後、市から必要経費を支払い、以後、実際に取組を行っていただくこととなります。



(様式1)

## 川崎市グローバル人材育成事業 事前ヒアリング・対話に向けた企画書

### 1 提案者情報

大学・企業名				
所在地				
担当者	氏名		所属	
	TEL			
	E-mail			

### 2 企画内容

取組の内容	どのような取組を行うのか、具体的に記載してください。
実施に当たり、提案者の強み	提案者の持つノウハウやスキル等、活用可能な資源を教えてください。

実施に当たり、市に望むこと	取組に関して、市に対して望む役割があれば、教えてください。
実施に当たり、必要な経費	取組に経費がかかる場合、どのような経費が必要か記載してください。
実施によって、もたらされる効果	取組を実施することで、どのような効果が見込まれますか？効果の検証方法も含めて記載してください。